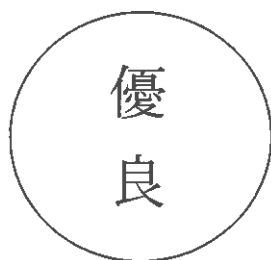




許可番号 第03525113669号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県山口市下小鯖10363番地の7
氏 名 タムラエンバイロ株式会社
代表取締役 肥後 和男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 8 年 4 月 1 7 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 5 年 4 月 1 6 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、圧縮、選別、切断（移動式を含む）） ?

(2) 産業廃棄物の種類

裏面のとお

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとお

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 8 年 4 月 1 7 日 更新許可

令和 8 年 8 月 2 8 日 変更届（変更事項：事業の用に供する施設（木くずの破碎施設）の設置）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物の種類

破 砕：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)
・陶磁器くず
(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上7種類
(これらは、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等
及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

圧 縮：廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。以上1種類)、紙くず、繊維くず、ゴムくず
以上4種類

選 別：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)
・陶磁器くず
(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類
以上8種類

切 断：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)
・陶磁器くず
(移動式を含む) (自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず 以上5種類
(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業
廃棄物であるものを除く。)

事業の用に供するすべての施設

破 砕 設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1、1278番1、字丸尾10393番1
設置年月日：令和3年11月11日
処理能力：4.1t/日(8時間)〈廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を
除く。)
・陶磁器くず〉(廃蛍光灯)

設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1
設置年月日：令和4年7月5日
処理能力：41.4t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、54.7t/日(8時間)〈金属くず〉、
96.8t/日(8時間)〈ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)
・陶磁器くず〉、
54.9t/日(8時間)〈紙くず〉、62.1t/日(8時間)〈木くず〉、
27.7t/日(8時間)〈繊維くず〉、61.5t/日(8時間)〈ゴムくず〉
許可年月日：令和3年12月17日、許可番号：第26号の3

設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1274番1、字丸尾10388番1
設置年月日：令和8年7月9日
処理能力：160t/日(8時間)〈木くず〉
許可年月日：令和7年7月18日、許可番号：第26号の1

圧 縮 設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1
設置年月日：令和4年7月5日
処理能力：40.0t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、33.6t/日(8時間)〈紙くず〉、
13.6t/日(8時間)〈繊維くず〉、58.4t/日(8時間)〈ゴムくず〉

選 別 設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1
設置年月日：平成15年10月4日、処理能力：72t/日(8時間)

切 断 設置(保管)場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1、1278番1、字丸尾10393番1、
(移動式を含む) 10390番4
設置年月日：平成28年4月25日
処理能力：2.88t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、3.8t/日(8時間)〈木くず〉



切 断 設置場所：山口県山口市下小鯖字丸尾10390番4

設置年月日：令和7年11月4日

処理能力：11.48t／日(8時間)〈金属くず〉、8.64t／日(8時間)〈廃プラスチック類、ガラスくず・
コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、紙くず〉

